

泉カントリー倶楽部

ゴルフ場利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、メンバー、ビジターを問わず、快適で、安全なプレーをお楽しみいただくため、当ゴルフ場諸規則によるほか、本規約に従ってご利用いただきます。

(利用の申込み)

第2条 プレーの申込みは、別に定める要領により、プレー日およびスタート時間を予約していただきます。

申込みに際しては、予約金のお支払いを求めますが、その取り扱いおよびキャンセルの場合の手続きについては、当ゴルフ場の別に定める予約金取扱規定に従っていただきます。

(約款の確認と署名)

第3条 当ゴルフ場においてプレーをしようとする方は、当日フロントにおいて、本約款を確認した上で、所定の用紙に署名して下さい。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合には、当施設の利用又はプレーの途中においても利用の継続をお断りすることがあります。

(1) 天災、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき

(2) 利用者が暴力団関係者であるとき

(3) 利用者が暴力団関係者を同伴した場合における利用者及びその同伴者

(4) 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行い、又は行うおそれがあると認められるとき

(5) 技術あるいはルール・マナーが著しく未熟であって、他のプレーヤーに迷惑をかけた場合もしくは迷惑をかけるおそれのある場合

(6) 当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があると当ゴルフ場が判断したとき、その他本約款に違反したとき

(7) 18歳未満の者

(休場日・営業時間・スタート時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休場日と営業時間及びスタート時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし臨時に変更することがあります。

(金銭その他貴重品)

第6条 金銭その他の貴重品については、別に定める要領により貴重品BOX(フリーボックス)にお預け下さい。

(携行品・自動車)

第7条 携行品や駐車場の自動車の盗難・損害等については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカーの使用)

第8条 ロッカーには金銭その他の貴重品はお入れにならないで下さい。ロッカー収容品の盗難・紛失については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅配便の事故)

第9条 宅配便について当ゴルフ場は、その物品の受領、保管、発送等において、あくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合、一切責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーをしていただきます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第11条 素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。プレイヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないようにして下さい。

(キャディ及びフォアキャディの合図)

第13条 キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したときの合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方にでないこと)

第14条 同伴プレイヤーは、打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第15条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーして下さい。

隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのプレイヤーに合図をし邪魔にならないようプレーするとともに、自己の同伴プレイヤーにも気をつけてプレーして下さい。

(退避および退避場所)

第16条 後続組に対して打たせるときには、先行組のプレイヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウトした場合には、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対して安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第18条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し、キャディ等の指示に従い退避場所等安全と思われる場所に退避して下さい。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁します。マッチの燃殻、タバコの吸い殻は必ず良く消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第20条 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条及び第15条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合及び第10条、第11条、第14条、第16条、第17条及び第18条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合当ゴルフ場は、一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第21条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後は、クラブの不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第22条 利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払っていただきます。

(遅延損害金)

第23条 利用者に、利用料、キャンセル料、損害賠償その他の金銭債務の不履行があったときは、利用者は、当ゴルフ場に対し完済すべき金額に対する支払期日の翌日から完済の日まで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとしします。

(施設内への持込み)

第24条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- (1) 動物ペット類
- (2) 著しく悪臭を放つもの
- (3) 鉄砲刀剣類
- (4) 発火、爆発のおそれがあるもの
- (5) 騒音を発するもの
- (6) 著しく高価な貴金属、高額な金銭
- (7) 飲食物

(行為の禁止)

第25条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- (1) 賭博、その他風紀をみだす行為
- (2) 物品販売、宣伝広告等の行為
- (3) 利用者以外のコース内立入り(特に許可する場合を除く。但し、特に許可した場合であっても、利用者以外が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。)
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- (5) 無許可の写真撮影、録音等
- (6) 指定場所以外での飲食及び喫煙(特に許可する場合を除く。)

以 上